

都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和元年11月21日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時44分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市屋外広告物に関することについて (都市計画課)
- ② 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関することについて (道路管理課・都市計画課)
- ③ 水戸市道路の構造の技術的基準に関することについて (建設計画課)
- ④ 水戸市児童遊園に関することについて (公園緑地課)
- ⑤ 水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて (住宅政策課)
- ⑥ 指定管理者の指定に関することについて (公園緑地課)
- ⑦ 市道路線の認定及び廃止に関することについて (建設計画課)

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備課長	川又弘一君	河川都市排水課長	三村隆君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務所長	大山裕己君
内原建設事務所長	谷萩幸治君		
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部副部長	川崎洋幸君

都市計画部技監兼
市街地整備課長 坪 貴 之 君 都市計画部技監兼
住宅政策課長 木 村 勤 君

都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長 加 藤 久 人 君 都市計画課長 黒 澤 純 一 郎 君

建築指導課長 井 原 孝 志 君 公園緑地課長 上 田 航 君

上下水道局
下水道部長 白 田 敏 範 君 下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君

下水道整備課長 松 葉 光 隆 君 下水道施設
管理事務所長 川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は報告事項(1)から(7)のとおり、第4回定例会に提出を予定されております案件について、説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので御了承願います。

それでは、水戸市屋外広告物に関することについて、執行部から説明を願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 おはようございます。

それでは、水戸市屋外広告物に関することについて、説明いたします。

お手元にお配りしております都市計画課提出の資料を御参照願います。

まず、1の改正理由につきましては、令和2年4月の中核市移行により、茨城県から屋外広告業の登録に関する事務が移譲されることとなるため、水戸市屋外広告物条例の一部を改正し、屋外広告業について必要な規定を追記するものでございます。

次に、2の主な改正内容についてでございます。

恐れ入りますが、資料2ページの新旧対照表をごらんください。

現行と改正案の表となっております。左の欄が現行で、右の欄が改正案となっております。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。4ページの右の欄をごらんください。下から5行目となります。

第4章の2といたしまして、新たに屋外広告業の登録等に関する章を加えるものであります。以下、第35条の2においては、屋外広告業の登録や登録の有効期間を5年とすることなどについて定めております。続きまして、5ページをお願いいたします。

見づらくて恐縮なのですが、中ほどの第35条の3においては、登録の申請手続について定めております。続きまして、6ページとなります。

上から第35条の4では、登録の実施や登録する事項などについて、第35条の5では、登録申請事項に虚偽があった場合などは登録を拒否することができることについて定めております。

7ページをお願いいたします。上から3行目以降となります。

第35条の6では、登録事項に変更があった場合の届け出、第35条の7では、登録簿の閲覧、第35条の8では、廃業する場合の届け出、第35条の9では、登録の抹消について定めております。

続きまして、8ページをお願いいたします。上から6行目となります。

第35条の10においては、屋外広告物の設置等に関する講習会の開催について、第35条の11では、業務主任者の選任やその業務内容について定めるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。上から、こちらは4行目となります。

第35条の12では、営業所ごとの標識の掲示、第35条の13においては、帳簿の備えつけ、第35条の14では、屋外広告業者に対する指導、勧告等、第35条の15では、条例に違反した場合等の登録の取り消しなどについて定めております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第35条の16では、県条例に基づく屋外広告業の登録を受けた業者についての特例を定めたものでございます。県条例に基づく登録を受けた業者が水戸市内で新たに営業を行う場合は、登録の受付にかえて届け出を行うことにより、市の登録を受けた業者とみなすことなどの特例を定めております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第35条の17では、監督処分簿の備えつけについて、第37条では第2項として、屋外広告業者に対する立入検査等の規定を追加しております。

第38条の2については、手数料に関する規定であり、屋外広告業の登録手数料として1万円、講習会受講料については3,300円とすることを追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。

こちらは、第40条の2といたしまして、登録を受けずに屋外広告業を営んだ業者などについて、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する罰則規定の追加をするものです。

また、第41条においては、登録事項の変更等の届け出をしなかった業者、業務主任者を選任しなかった場合などについて100万円以下の罰金に処することとするものでございます。

その他の改正については、文言の修正を行うものでございます。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

3の施行期日については、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

参考といたしまして、14ページ以降に茨城県の屋外広告物条例の抜粋を添付してございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

なお、本件の水戸市屋外広告物に関することにつきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 この際、御報告します。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくをお願いいたします。

[傍聴人入室]

○飯田委員長 次に、水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関することについて、執行部から説明を願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは続きまして、水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関することについて、説明いたします。

お手元にお配りしてございます道路管理課、都市計画課提出の資料を御参照願います。

まず、1の制定理由についてでございます。

駅前広場は、交通の円滑化や憩いの空間を提供するための施設であり、今後、本市の交流人口の増加に向けた取り組みを進めていく中、市の玄関口として駅前広場の安全で快適な環境を確保していくことが必要であります。そのため、市民等が利用しやすい安全で快適な駅前広場の環境の確保を図るため、本条例により、市及び利用者の責務、行為の禁止等について定めるものでございます。

次に、2の条例（案）の主な制定内容についてでございます。

恐れ入ります。2ページをごらんください。

第1条は、安全で快適な駅前広場の環境の確保を目的とすることを定めたものであり、第2条については、この条例における駅前広場の範囲を告示によって定める旨を規定しております。

第3条は、市の責務を定めるものであり、安全で快適な通行環境や憩いの広場空間を提供するための施設の整備、管理、地域の活性化のための催しなどに駅前広場の利活用が図られるよう、市は必要な措置を講じることが定めております。

第4条は、利用者の責務を定めるものであり、利用者は駅前広場を誰もが安全で快適に利用できるような心がけて利用するといったことを定めております。

第5条については、駅前広場での禁止行為を定めたものでございます。禁止する行為として定めるものは、第1号の施設または設備を損傷するおそれがある行為、第2号、第3号に規定するスケートボードや指定場所以外の喫煙など、他の利用者が安全かつ快適に利用できなくなるおそれのある行為、第4号については、公共の場所であることに鑑み、専ら営利目的による露店等の設置を禁止し、市民等が利用しやすい安全で快適な駅前広場の環境を確保しようとするものでございます。

なお、市長が特にやむを得ないと認めて規則で定める場合は、この限りでないとし、一定の場合は、この禁止行為の規定を適用しない場合があることを規定しております。

続きまして、第6条は、禁止行為を行う者に対してその行為を中止、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとし、また、正当な理由がなくその勧告に従わないときは勧告に従うよう命ずることができるものとしております。

第7条は、駅前広場の施設または設備を損傷し、または滅失した場合は速やかに市長に報告し、原状に復しまたは市長が別に定める損害額を賠償することを規定しております。

第8条につきましては、遵守事項等として駅前広場の利用に当たっては、他の法令、あるいは規則で定める利用に当たってのルールを遵守するとともに、利用の形態に応じて地方自治法、道路法などに基づく許可が必要となる場合があることについて留意することを定めております。

第10条は、安全で快適な駅前広場の環境の確保のため、禁止行為に対する抑止力として罰則を定めるものでございます。こちらは、第6条第2項の規定による命令に従わない場合は、最大で5万円の過料に処することを定めるものでございます。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

なお、本件の水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関することにつきましては、12月の第

4 回定例市議会に議案として提出する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、水戸市道路の構造の技術的基準に関することについて、執行部から説明をお願いします。

大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** それでは、水戸市道路の構造の技術的基準に関することについて、御説明を申し上げます。

建設計画課提出の資料を御参照願います。

今回これを改正する理由につきましては、国におきまして自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる自転車通行帯に関する規定を道路構造令上、新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を定める改正が行われたことから市道の構造の技術的基準を定めました。水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例に反映し、関係規定の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、今回新たに設定されました自転車通行帯を設置すべき道路に関する規定の追加及び自転車道を設置すべき道路に関する規定の変更を行うものとなっております。これにより、資料の中段のほうにお示ししましたように、道路の交通量条件や道路の車両の設計速度により、自転車を安全かつ円滑に通行させるための構造が決定されるようになりますが、備考にお示ししましたように、状況により設置を要さないなど、現地の状況などに合わせて柔軟に対応できるような内容となっております。

自転車通行帯の参考の図面として右下のほうにお示したようなイメージのものとなっております。

施行期日につきましては、公布の日を予定してございます。

なお、2 ページ以降 6 ページまでが新旧対照表、7 ページ目には、国のほうで改正となりました道路構造令の条文の抜粋を記載してございますので、後ほど御参照のほどをお願いいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和元年第 4 回定例市議会に議案として提出をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、水戸市児童遊園に関することについて、執行部から説明をお願いします。

上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて、御説明いたします。

1 の改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い、児童遊園 7 カ所を新たに条例に追加するなどでございます。

2 の改正内容につきましては、お手数ですが 3 ページをお開き願います。

新旧対照表になってございまして、表の左側が現行、右側が改正案となっております。右側の改正案の表中、名称の欄 3 段目になりますが、網かけ部に水戸市内原町中谷地児童遊園、同様に位置の欄に水戸市内原町 1 3 9 1 番 2 2 と追加するものでございます。他の 6 カ所の児童遊園についても同様でございます。

また、施設概要としまして、4 ページから 1 7 ページにそれぞれ位置図と平面図がございまして、お目通しいただきますようお願いいたします。

ページを1ページにお戻し願います。

3の施行期日につきましては、児童遊園の追加について、令和2年1月1日からといたします。

なお、参考といたしまして、現在の児童遊園数につきましては、275カ所でございます。今回の7カ所を合わせますと、282カ所となる見込みでございます。

また、総面積につきましては、現在9万5,015.93平米に対しまして、今回追加する1,685.38平米を合わせまして、合計で9万6,701.31平米となる見込みでございます。

最後になりますが、本件の水戸市児童遊園に関するることにつきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて、執行部から説明を願います。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 続きまして、住宅政策課のほうから御説明を申し上げます。

お手元の都市計画部住宅政策課提出の資料をごらんください。

水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、民法の一部改正による債権関係の規定の改正や、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることにより、市営住宅及び特定市営住宅を取り巻く状況などを踏まえ、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容ですが、1の入居者の資格要件から、市内に住所または勤務場所を有すること、を削除いたします。続いて、2の市町村税の完納に係る入居者の資格要件に例外を設けるものでございます。続きまして、3の連帯保証人に関する規定を削除いたします。4の敷金の金額を家賃の3カ月分に改める。5の不正入居者への請求に用いる利息を法定利率に改める。以上の5つが主な改正内容でございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

また、裏面の2ページから8ページまでが新旧対照表になってございます。最後の9ページが参照条文といたしまして、民法の法定利率を抜粋したものがございまして、後ほどお目通しをお願いします。

なお、本件につきましては、12月の第4回定例会に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関することについて、御説明いたします。

1、理由につきましては、開発行為による帰属により、7カ所の児童遊園を追加指定するためでございます。

次に、2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市内原町中谷地児童遊園から(7)水戸

市見川町丹下児童遊園までの7カ所でございます。

3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4の指定の期間につきましては、令和2年1月1日から令和3年3月31日としてございます。

なお、本件の指定管理者の指定に関することにつきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、市道路線の認定及び廃止に関することについて、執行部から説明を願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして、建設部建設計画課提出の資料にて御説明のほうを申し上げます。

今回は、認定が23件、廃止が7件の計30件となっております。

ページを返していただきまして、1ページ目をごらんください。

市道の路線数及び延長の内訳でございますが、令和元年7月1日現在の路線数は7,654本、延長にしまして、228万694.92メートルでございます。

今回の市道路線の認定、廃止によりまして、路線数が16本の増、延長で838.55メートルの増となりますので、路線の総数が7,670本、延長にしまして228万1,533.47メートルとなります。

続きまして、2ページでございます。

市道認定路線などの内訳になってございます。認定となる路線につきましては、開発行為による帰属が11本で947.18メートル。寄附による市道路線の認定が2本で122.11メートル。認定外道路の格上げによる市道路線の認定が1本で70.60メートル。再認定道路が9本で2,506.74メートル。次に、廃止ですが、廃止が7本で延長2,808.08メートルでございます。認定する路線の合計といたしましては、16本で延長838.55メートルとなっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページから4ページにつきましては認定となる路線の、ページを返していただいた5ページ目につきましては廃止の路線につきまして、路線名や起点、終点、延長、幅員、道路の種別をお示ししてございます。

ページを返していただいた7ページから最後の38ページまでにつきましては、対象路線の位置図となっております。位置図につきましては見開きで、左側の奇数のページに道路の認定路線図、右側の偶数のページに詳細図をお示ししてございます。

認定となる路線につきましては、7ページ目から32ページ目まで、廃止となる路線につきましては、33ページ目から38ページ目にかけてお示ししてございます。そのほか別添の参考資料としまして、道路の実測図の資料を添付させていただいております。

なお、33ページ以降の廃止の部分につきましては、奥の部分で開発をされたことにより、もともとあった道路を廃止してつけ直したもの、また、水戸北スマートインターチェンジの開設に伴いまして、周辺道路の整備を行うため、廃止及び再認定を行うものとなっております。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和元年第4回定例会市議会に議案として提出し

てまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

それでは、資料の請求がありましたら、発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 今回は、かなり条例の制定などが出ていますけれども、1つは中核市移行に伴う屋外広告物条例に関する件ですけれども、この中で、本市の区域内で屋外広告業を営む者と書いてあるんですけども、立入検査などをするということが書いてあるんですけども、水戸市内にある屋外広告業者というのは何件ぐらいあるのか資料をお願いしたいというふうに思います。それが1点です。

それから2点目は、水戸市駅前広場における条例の件ですけれども、この条例の制定の趣旨は、安全で快適な駅前広場というものを確保しようということなんですけれども、スケートボードの問題やたばこの問題とかいろいろありますけれども、水戸市に寄せられている苦情の件数というのはどのくらいあるのか、それから苦情があった日とか、その内容だとかそういうものが記録としてあれば出していただきたいというふうに思います。

それから3つ目は、自転車道路、今度は水戸市の道路の問題で出ていましたけれども、この自転車道路というのは水戸市内に何か所あるのか、その箇所数、箇所づけのところも含めて資料として提出していただきたいということです。

以上です。

○飯田委員長 質疑の中で足りるものは資料請求ということまでいかないと思うんですが、ちょっとそれは1件1件確認しますね。

○中庭委員 はい。

○飯田委員長 まず、最初の屋外広告業を営む者の市内の件数ですけれども、これは別に資料じゃなくて質疑の中で足りるものだと思いますので。

○中庭委員 いや、だってわからないでしょう……

○飯田委員長 件数と言いましたよね。

○中庭委員 いや、私が言っているのは、市内で屋外広告業を営む、例えば業者さんの数、それからどのくらいの業者さんがいるのかというのが知りたいんです。これは対象になるわけでしょ、今度は。要するに中核市移行に伴って。だから……

○松本委員 今後こうするよという条例だから、その数の云々は関係ないよ。今後はそういう届け出をきちっとした者じゃなければ罰則規定に入るよという条例だから。

○中庭委員 そうですよ。

○松本委員 だから、そんなのは関係ないよ。

○中庭委員 だから、要するに水戸市内に既にある屋外広告物業者というのは何件ぐらいあるのかということは、私たちもよくわからないから。

○飯田委員長 それは質疑の中で十分足りるものじゃないですか。別に最初から件数だけ出すという資料請

求というものじゃないかと思えますけれども。前回はそういうことがあったんですけれども。

余り私がしゃべっているのもおかしいですけれども、この件についてどうですか。

〔「それはいいべよ。質疑の中でやってよ」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 質疑の中でそれはお願いします。

○中庭委員 2つ目。

○飯田委員長 駅前広場のスケートボードのことでいろいろ市のほうにあった件数とか内容とか日付とかそういうものがあればということで、ちょっとこれは執行部の方に聞いてみましょう。

では、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 こちらの資料についてなんですが、苦情とかそういったものは我々のほうと警察のほうにも寄せられている状況でございまして、件数とか内容とか、あった日というのは特に記録として残してございせんので、御理解をお願いいたします。

○中庭委員 そうすると、その記録簿がない、要するに記録していないということなんですか。要するに、この駅前広場の規制に当たっては、いろんなたくさんの方の苦情があるから、この条例を制定するんだというのが今回の条例の趣旨でしょ。例えばスケートボードとかローラースケートとか。だから、そういう苦情があったから、今回、条例を出すというんですよね。では、どういう苦情があったのか、要するに条例をつくるに当たって大事な資料だと思うんですよ、これは。法律で言えば立法の根拠ですよ、立法事実ですよ。なぜこの条例をつくるのかということについての記録というのはないんですか、その苦情の記録。それはつけていないんですか。なぜつけていないのか。

○飯田委員長 先ほど、黒澤課長から話があったように、記録をつけていないということでありまして、資料としては出せるかどうかというのがありますが、ただいま、中庭委員からありました資料請求につきまして、委員会としていかがいたしましょうか。委員会として。

○松本委員 今までではそういう条例のそういう規制がないから苦情があったってどうしようもないから、水戸市が壊されたって直しているんだよ、そういう苦情だよ。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 だって、この条例をつくるに当たって、市民の皆さんから苦情があった、あるいはスケートボードでいろいろな事件があったということであれば、こういう条例も必要かと思うんですけれども、しかし、そういう苦情とか何かははっきりしないもので、それでこの条例を制定するというのは私はおかしいんじゃないかと思うんですよね。これ以上いくと、事前審査になっちゃうから。だから、そういう点では今回は条例をつくるに当たっての立法事実ですよ。例えば、どういう苦情があったか、いつどこでどういう苦情があったのか、何月何日にどういう苦情があったのか、そういうものがきちんと委員会に示されなければならないと思うんです。やっぱり、表現の自由にかかわる重大な条例でもあるんですよ、これ。水戸市が条例を制定して、最大5万円の罰金を、過料を科すわけですから、ですから、そういう点では私はいつどこで、何月何日にどういう苦情があったのかということをごきちんとして明らかにすべきだと思うんです。どうですか、それは。

○飯田委員長 ちょっと待って。執行部から何かありますか、追加で。

松本委員。

○松本委員 今の中庭委員の意見もわからないこともないんだけど、私も現実に駅前広場でスケートボードをやって、下のタイルだの何だのが壊されて、要するに突っかかったり、つまずいたりとか、そういうものを防ぐために、今度は、今まで水戸市がそういう苦情があったんだから直しているんだよ、議会には何も報告もなく。だから、今度はその監視を強めて、こういう条例をつくっていくということだから、私は非常に一歩前進だと思っています。評価しています。ですから、これは議案になってから監視の方法とか、いろいろな方法があると思います、これをつくった以上は。ですから、そういうことは議案が提案されて、審議に入ってからにしたいというふうに思っています。

それと、看板の件については、これはやっぱりそうだよ。黒澤課長の関係。営業、会社のみでの規制なんですか。これはちょっと次元が違う話になっちゃうんだけど、議会全体で各委員会のほうにも報告はもちろん該当する部分があるから、最終的には総務環境委員会あたりが一番多くなるのかなとか。それとは違いますか。

あとは、今、これとは違いますけれども、私が後援会の看板を立てていますよ。これは公職選挙法なの。シールできちっとした看板、何も張っていない看板、これは担当が違うから余分な話ですけど、これは選挙管理委員会のほうの所管なんです。ということは、総務環境委員会のほうの所管だと思うのね。だから、そういうことなどもいつも私も市内を歩いていて気がつくんだけど、違反看板というのが議員みずからがたくさん立てていますよ。立っています。あれは規制されています。平看板だったら、12本です。後援会と県のほうに後援会を届け出している人は12本です。届け出ない人は6本しか立てられないんです。三角看板を立てたら3本になっちゃうんです。しかし、数えてみてごらんください。あれは、環境を確保するという点で、私はどうなのかなと思っているので、そういう部分についても私は看板の規制というものをきちっと、私は選挙管理委員会なら選挙管理委員会のほうにも話をし、それでやはりこういう条例を、業者だけの話ですね、これはね。今のところそうでしょう、やらない看板は業者だけ。だから、それだけで済む問題では、環境というものの確保を守っていくというのはなかなか難しいんじゃないのかなと、そういうふうに私は思うので、それは答弁も何ももちろん要りません、余分なことをしゃべっているんだから。そっちのほうとも協議をして、もう少し拡大した考え方で条例ができればいいのかなというふうに私は思っています。これで私のほうは終わります。

[発言する者あり]

○飯田委員長 ちょっと待って。だから中庭委員さんの言われた資料請求について、もう一度、執行部のほうから。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 先ほどの苦情件数、あるいは内容とかがあった日でございますが、記録簿としては残しておりません。また、当然、警察のほうにも苦情が行ったりする内容でございますので、全体的なそういったものがどれだけあるかとかといったことに関しては、全体像として把握ができていない状況でございますので、よろしく申し上げます。

○飯田委員長 もう一度諮りますけれども、そういう状況なんですけれども、委員会として中庭委員さんの

資料請求、ちょっとどうかと思うので。

萩谷副委員長。

○萩谷副委員長 黒澤課長の説明は、私も大体わかるんですが、例えばですけれども、被害件数、例えば年間何件ぐらいこういった破損が起きているのかとか、被害額とか、そういったことをやっぱりある程度、過去何年間どういった実態なのかというのをデータで示すということは非常に大事かと思っておりますが、被害件数と被害額、こういったものは出せますでしょうか。

[発言する者あり]

○飯田委員長 それを含めて、委員会の中での質疑をやっていくということによろしいですか。

中庭委員。

○中庭委員 だけれども、それはじゃ、委員会の中で明らかにしていただくことにするにしても、やっぱりこれは今度、駅前広場を使う場合にはいろんな規制があって、この規制に違反すれば5万円以下の罰金、過料になるわけですよね。ですから、市民が例えばあそこでチラシを配布する、署名運動をやる、いろんなことをやる中で、いろんな規制がかかるかもしれない。だから、そういうことを非常に危惧している方もたくさんいらっしゃると思います、だからそういう点ではどういう立法事実があったのかというのが非常に私は大事だと思うんですよね。だから、そういう点ではぜひ、こういう条例は私は制定すべきじゃないというふうに思うんですけれども、議会の議論の中で、じゃ、いいですよ。

[「議案として」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 議案として。

それともう一つね……

○飯田委員長 この問題については、資料請求はちょっと難しいところですから、いいですか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 次にいきます。

次、自転車道路の箇所づけ、件数ということで一応、答えを。

大森建設計画課長。資料を出せるかどうか、ちょっと今、どういう資料を出せますか。

[発言する者あり]

○大森建設部技監兼建設計画課長 今、そういう形で取り扱っているものの部分の位置図をお示しするような形でよろしいでしょうか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ただいま、中庭委員から請求のありました資料につきましては、委員会として執行部に対し、提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出を願います。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、次に当委員会の行政視察についてでございますが、お手元に配付させていただきました行政視察案のとおり、1月28日火曜日から1月30日木曜日まで2泊3日、沼津市、伊勢市、和歌山市の3市の行政視察を実施したいと思います。いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 ちょっと資料……

[発言する者あり]

○飯田委員長 いかがでしょうか。

それでは、異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、詳しい日程につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時44分 散会